

2016年3月15日

日 本 銀 行

## 「補完当座預金制度基本要領」の一部改正等について

日本銀行は、平成28年3月14・15日の政策委員会・金融政策決定会合において、金融調節の一層の円滑化を図る観点から、下記1. から3. までの措置を講ずることを決定しましたので、お知らせします。

また、当該決定を踏まえ、補完当座預金制度の運営に関して、下記4. のとおり取扱うこととしましたので、併せてお知らせします。

### 記

1. 「補完当座預金制度基本要領」（平成28年1月29日決定。以下「基本要領」という。）を別紙1のとおり一部改正すること。
2. 1. の一部改正後の基本要領6. に定める基準比率の見直しおよび7. に定める特例的取扱いについては、総裁が決定し得る扱いとすること。
3. マネー・リザーブ・ファンド（以下「MRF」という。）の証券取引における決済機能に鑑み、MRFを受託する対象先のマクロ加算残高に、MRF受託残高に相当する額（昨年の受託残高を上限とする。）を加えること（別紙2）。
4. 基本要領4.（3）イ. に定める基準比率の見直し・公表の時期等については、以下のとおり取扱うこと。

- (1) 2016年3月16日を起算日とする積み期間の基準比率は、当初の基準比率から変更せず、ゼロとする。
- (2) 2016年4月16日および同年5月16日を起算日とする積み期間については、両積み期間に適用する基準比率を4月前半<sup>(注)</sup>に公表する。
- (3) 2016年6月16日以降については、原則として、3積み期間ごとに基準比率を見直すこととし、それぞれ見直しを行う月（6月、9月、12月、3月）の前半<sup>(注)</sup>に当該基準比率を公表する。

以 上

<本件照会先>

(1. から3. までについて)

企 画 局 鈴 木 (03-3277-2800)

矢 野 (03-3277-3768)

(4. について)

金融市場局 奥 野 (03-3277-1234)

足 立 (03-3277-1284)

---

<sup>(注)</sup> 各月の積み期間の起算日の概ね5営業日前に公表することを想定しています。

「補完当座預金制度基本要領」中一部改正

- 6. を横線のとおり改める。

6. 基準比率の見直し

(1) 4. (3) イ. に定める基準比率は、当初は0とし、その後は原則として3積み期間ごとに、短期金融市場における取引の動向を踏まえつつ、概ね、対象先全体の対象預金の残高の増減を踏まえてに応じて対象先全体の4. (3) に定める金額が増減するよう、適宜見直すものとする。

(2) 日本銀行は、基準比率を見直した場合には、適宜の方法により公表するものとする。

- 6. の次に次の7. を加える。

7. 特例的取扱い

日本銀行は、金融調節の円滑な遂行の観点から実務上必要と認める場合には、本制度の趣旨に沿って、2. から6. までに規定する取扱いと異なる取扱いを行うことができる。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

## 補完当座預金制度の利息の計算方法の特則

### 1. 趣旨

「補完当座預金制度基本要領」（平成28年1月29日付政委第9号別紙1.。以下「基本要領」という。）5. に規定する利息の計算方法については、マネー・リザーブ・ファンドが有する証券取引における決済機能に鑑み、基本要領によるほか、当分の間、この特則に定めるとおりとする。

### 2. 利息の計算方法

マネー・リザーブ・ファンドを受託している対象先（再信託等が行われている場合には再信託等の対象となっている先）については、次の（1）または（2）の、いずれか小さい方の金額を基本要領4.（3）のイ. およびロ. の合計金額に加えるものとする。

（1）基準期間におけるマネー・リザーブ・ファンドの受託残高に相当する金額

（2）付利対象積み期間におけるマネー・リザーブ・ファンドの受託残高に相当する金額

#### （附則）

この特則は、平成28年4月16日を起算日とする積み期間における利息の計算から適用することとする。